

㊦中期目標	㊧中期計画	㊨平成21年度計画	㊩平成21年度における評価の視点	㊪平成21年度における業務の実績	㊫日本年金機構の自己評価	㊬厚生労働省の評価																				
<p>・その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項</p>	<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進めたか。</p>	<p>○重複した基礎年金番号の解消に向けては、旧社会保険庁当時の平成21年6月及び10月、機構発足後の平成22年2月に、機械的に同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者)を行い、重複付番の解消処理を行いました。</p> <p>平成22年2月調査(3月送付)重複付番判明件数及び解消処理件数</p> <table border="1" data-bbox="1227 389 1576 459"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,358件</td> </tr> <tr> <td>3月末時点解消処理件数</td> <td>1,145件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6月までに解消処理予定)</td> </tr> </table> <p>【参考】</p> <p>平成21年6月調査(7月送付)重複付番判明件数(7月～10月に解消処理)</p> <table border="1" data-bbox="1227 517 1576 587"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>4,265件</td> </tr> <tr> <td>(旧社会保険庁時に解消した件数)</td> <td>3,898件</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>367件</td> </tr> </table> <p>平成21年10月調査(11月送付)重複付番判明件数(11月～2月に解消処理)</p> <table border="1" data-bbox="1227 644 1576 715"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,622件</td> </tr> <tr> <td>(旧社会保険庁)平成22年11～12月処理件数</td> <td>2,684件</td> </tr> <tr> <td>(日本年金機構)平成22年1月～2月処理件数</td> <td>492件(処理件数総計 3,176件)</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>446件</td> </tr> </table> <p>(注)各調査の未処理件数は、次回調査の重複付番判明件数に再度含まれます。</p>	重複付番判明件数	3,358件	3月末時点解消処理件数	1,145件	(6月までに解消処理予定)		重複付番判明件数	4,265件	(旧社会保険庁時に解消した件数)	3,898件	未処理件数	367件	重複付番判明件数	3,622件	(旧社会保険庁)平成22年11～12月処理件数	2,684件	(日本年金機構)平成22年1月～2月処理件数	492件(処理件数総計 3,176件)	未処理件数	446件	<p>評価：B</p> <p>(理由)</p> <p>重複付番件数は、平成20年2月調査より3,499件減少、平成21年2月調査より820件減少しており、日々の重複付番の解消の成果がありました。</p> <p>解消作業については、機構設立に伴う人員減少などの影響から未処理割合が高い年金事務所・事務センターがあるため、それぞれの事情を踏まえながら期限内の終了を促進しました。</p>	<p>評価：C</p> <p>(理由)</p> <p>○重複した基礎年金番号の解消については、体系的・計画的に実施されておらず、現状把握が不十分であることから、基礎年金番号の重複付番が新たな年金記録問題とならないよう、年金記録回復委員会の議論を踏まえつつ、住基ネットとの突合せを行うなどの対策を行っていく必要がある。</p> <p>○平成21年12月及び平成22年4月に追加した年金記録回復基準について、平成22年7月の電話調査(覆面調査)の結果によれば、機構発足後、年金事務所職員の回復基準に係る認識が低いレベルであることが明らかになったことから、職員へのさらなる周知徹底を図る必要がある。</p> <p>○その他の年金記録問題の取組として、無年金者への取組を進める必要がある。</p> <p>なお、社会保険オンラインシステム上の記録で25年の受給資格期間を満たさない方(50万人)に対して、年金加入期間に関するお知らせを送付したことは、平成22年3月末でこのうちの約1万人の方の新たな年金受給につながったことから、一定の効果があったものと言える。</p>
重複付番判明件数	3,358件																									
3月末時点解消処理件数	1,145件																									
(6月までに解消処理予定)																										
重複付番判明件数	4,265件																									
(旧社会保険庁時に解消した件数)	3,898件																									
未処理件数	367件																									
重複付番判明件数	3,622件																									
(旧社会保険庁)平成22年11～12月処理件数	2,684件																									
(日本年金機構)平成22年1月～2月処理件数	492件(処理件数総計 3,176件)																									
未処理件数	446件																									
<p>3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)適用事務に関する事項</p>	<p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p>	<p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p>	<p>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p>																							
<p>○ 国民年金の適用を促進すること。</p>	<p>(1)国民年金の適用の促進</p> <p>以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。</p> <p>ア 住基基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、職権による適用事務の実施により、適用を促進する。</p> <p>イ 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。</p> <p>ウ 国民健康保険の保険者である市町村との連携により、適正な届出を促進する。</p>	<p>(1)国民年金の適用の促進</p> <p>中期計画に沿って、住基基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進その他の対策を着実に推進する。</p>	<p>(1)国民年金の適用の促進</p> <p>住基基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進等の対策を着実に推進したか。</p>	<p>○住基基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、完全適用(加入手続き)を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="1191 1270 1576 1423"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住基ネットにより把握した人数</td> <td>129万人</td> <td>124万人 (31万人)</td> </tr> <tr> <td>うち、年金手帳送付者数</td> <td>56万人</td> <td>53万人 (13万人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値</p>	事項	平成20年度	平成21年度	住基ネットにより把握した人数	129万人	124万人 (31万人)	うち、年金手帳送付者数	56万人	53万人 (13万人)	<p>評価：B</p> <p>(理由)</p> <p>住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、加入手続きを行いました。</p>	<p>評価：B</p> <p>(理由)</p> <p>従前と同様の取組ではあるが、住基ネットを活用して把握した20歳到達者に対して国民年金への加入の届出勧奨を行い、それでもなお届出がされない場合に、対象となる方全員に対して加入手続きを行った。</p>											
事項	平成20年度	平成21年度																								
住基ネットにより把握した人数	129万人	124万人 (31万人)																								
うち、年金手帳送付者数	56万人	53万人 (13万人)																								

㊦ 中期目標	㊧ 中期計画	㊨ 平成21年度計画	㊩ 平成21年度における評価の視点	㊪ 平成21年度における業務の実績	㊫ 日本年金機構の自己評価	㊬ 厚生労働省の評価
	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進 以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。</p> <p>なお、重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</p>	<p>○未適用事業所の把握及び適用(加入手続き)の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、以下の取組を行いました。</p>		<p>評価：C</p>
<p>○ 厚生年金保険等の適用については、未適用事業所を把握の上、促進すること。</p>	<p>①未適用事業所の適用の促進 ア 公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効果的かつ的確な把握に努める。 イ 未適用事業所の加入勧奨等の適用促進業務について、外部委託により効率的に行う。 ウ 加入指導から立入検査及び職権適用に至る実施手順、判断基準を定める。 エ ウによる手順・基準に基づき、外部委託先と連携しつつ、呼出や訪問等による重点的な加入指導を実施する。 オ ウによる手順・基準に基づき、加入指導後に届出を行わない事業所に対して、立入検査の上、職権適用を着実に実施する。</p> <p>カ 未適用事業所について、システムによる的確な管理を実施する。</p>	<p>①厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。</p> <p>ア 未適用事業所の確実な把握 公共職業安定所が保有する雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。</p> <p>イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施 平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。 また、重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、職権による適用を実施する。</p>	<p>① 厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に未適用事業所の的確な把握、未適用事業所への重点的加入指導、認定による加入手続を実施した。</p>	<p><民間委託による適用勧奨> 適用促進対象事業所に対しては、民間委託の活用による文書・電話勧奨及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の把握に努めました。</p> <p><機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等の実施> 加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模(10人)以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査を行い、必要に応じて認定による加入手続き(※10)を実施しました。 その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供等を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めました。</p>	<p>評価：B (理由) 1月に3月までの各年金事務所における目標設定及び進捗管理を徹底するよう指示しました。雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等からの情報等を活用して未適用事業所の的確な把握に努めました。一方、重点的加入指導及び立入検査の実績については、平成22年1月から3月までの間の各年金事務所が設定した計画値の合計を下回った。 ※ 平成22年1月から3月までの間の計画値及び実施数 ○ 重点加入指導実施数(回数) 計画値の合計：4,052回 実施数の合計：728回 ○ 立入検査実施数(回数) 計画値の合計：379回 実施数の合計：2回 (注)計画値とは、各年金事務所の計画値を単純に積み上げたものである。 <参考> ○ 文書・電話勧奨件数 予定数の合計：156件 実施数の合計：1,206件 ○ 訪問加入勧奨件数 予定数の合計：402件 実施数の合計：405件 ○ 事業所調査実施数 計画値の合計：17,396事業所 実施数の合計：5,042事業所</p>	<p>①について 旧社会保険庁における取組を継続し、雇用保険の適用事業所情報、民間企業から購入した新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況の情報を活用して未適用事業所の把握を行った。 一方、重点的加入指導及び立入検査の実績については、平成22年1月から3月までの間の各年金事務所が設定した計画値の合計を下回った。 ※ 平成22年1月から3月までの間の計画値及び実施数 ○ 重点加入指導実施数(回数) 計画値の合計：4,052回 実施数の合計：728回 ○ 立入検査実施数(回数) 計画値の合計：379回 実施数の合計：2回 (注)計画値とは、各年金事務所の計画値を単純に積み上げたものである。 <参考> ○ 文書・電話勧奨件数 予定数の合計：156件 実施数の合計：1,206件 ○ 訪問加入勧奨件数 予定数の合計：402件 実施数の合計：405件 ○ 事業所調査実施数 計画値の合計：17,396事業所 実施数の合計：5,042事業所</p>

㉗ 中期目標	㉘ 中期計画	㉙ 平成21年度計画	㉚ 平成21年度における評価の視点	㉛ 平成21年度における業務の実績	㉜ 日本年金機構の自己評価	㉝ 厚生労働省の評価
	<p>②事業主からの適正な届出の促進 ア 適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。 イ 事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。 ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。</p>	<p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・重点加入指導実施事業所数 ・立入検査数(職権適用事業所数)</p>	<p>② 各年金事務所においては、重点的加入指導実施事業所数及び立入検査数について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>	<p>《用語解説》 (※10) 事業主が事業所の新規適用届や被保険者の資格取得届を自主的に届出しない場合において、事業所調査に入ることによって被保険者の資格所得届を旧社会保険庁の権限により確認することを「職権適用」と表現してはいましたが、日本年金機構として文言の整理を行い、「認定による加入手続き」としたものです。</p> <p>○適用に係る上記のような各種取組の実績については、前年度と概ね同程度の水準となっていますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっています。なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。</p> <p>・職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数 1,652事業所(平成20年度)→ 3,390事業所(平成21年度) ・適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数 3,381事業所(平成20年度)→ 2,567事業所(平成21年度) ・うち認定による加入手続き(職権適用)実施数 21事業所(平成20年度)→ 34事業所(平成21年度) ・事業所調査件数 45,933事業所(平成20年度)→ 47,402事業所(平成21年度)</p> <p>○全喪届(※11)の適正化については、引き続き、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務付けるなどの取組を行っています。</p> <p>《用語解説》 (※11) 厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。</p> <p>【別表6: 厚生年金保険適用関係指標の推移】</p>	<p>評価: B (理由) 1月に3月までの各年金事務所における目標設定及び進捗管理を徹底するよう指示しました。その結果、平成21年度については、おおむね前年度並みの取組を行うことが出来ました。年金記録問題への対応を優先する中で、適用の促進に十分なマンパワーの投入ができていない状況ですが、今後、中期目標である平成18年度実績の回復に向けて、より一層の努力が必要と考えています。</p>	<p>②について 全ての年金事務所において、重点加入指導実施回数及び立入検査実施回数について平成22年1月から3月までの間の計画は設定している。しかしながら、平成22年1月から3月までの実施数は、計画値の合計を下回っている状況であり、各年金事務所において、適切な進捗管理がなされていたとは評価し難い。</p> <p>※ 平成22年1月から3月までの間の計画値及び実施数 ○ 重点加入指導実施数(回数) 計画値の合計: 4,052回 実施数の合計: 728回 ○ 立入検査実施数(回数) 計画値の合計: 379回 実施数の合計: 2回 (注) 計画値とは、各年金事務所の計画値を単純に積み上げたものである。 <参考> ○ 文書・電話勧奨件数 予定数の合計: 156件 実施数の合計: 1,206件 ○ 訪問加入勧奨件数 予定数の合計: 402件 実施数の合計: 405件 ○ 事業所調査実施数 計画値の合計: 17,396事業所 実施数の合計: 5,042事業所</p> <p>なお、①、②ともに、実績が計画値を下回っている状況であるが、年度途中に社会保険庁から日本年金機構への移行が行われたこと、平成21事業年度は3か月しかなかったこと、国家プロジェクトである年金記録問題への対応を優先したことなど特殊事情を考慮する必要がある。</p>

㊦ 中期目標	㊧ 中期計画	㊨ 平成21年度計画	㊩ 平成21年度における評価の視点	㊪ 平成21年度における業務の実績	㊫ 日本年金機構の自己評価	㊬ 厚生労働省の評価						
	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する事項									
	(1) 国民年金の納付率の向上	(1) 国民年金の納付率の向上	(1) 国民年金の納付率の向上			評価：B						
<p>(2) 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>○ 国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させるよう努めること。また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。</p>	<p>以下の取組により、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。</p> <p>また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。</p> <p>ア 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。</p>	<p>① 国民年金保険料の納付率の向上に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。</p> <p>ア 現年度のみ未納者への納付督促(現年度のみ未納期間を有する者に対して、納付勧奨のチラシを同封した納付書を送付する。(平成22年2月未から3月中旬を目途に送付。))</p>	<p>① 国民年金保険料の現年度納付率について、平成21年度は特に現年度のみ未納者への納付督促、口座振替勧奨DMの送付等に重点的に取り組むことにより、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保したか。</p>	<p>○ 国民年金保険料の確実な収納を図り、現年度保険料の納付率(※12)について、当面、その低下傾向に歯止めをかけるため、機構設立後の平成21年度末(平成22年1月～3月)における特別対策として、以下の取組を重点的に行った。</p> <p>《用語解説》</p> <p>(※12) 平成21年度の場合、「平成21年4月から22年3月分までの納付対象月数」に占める「平成21年4月分から22年3月分までの納付月数」の割合</p> <table border="1" data-bbox="1200 1086 1570 1193"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分割納付書の送付</td> <td>170 万件</td> <td>151 万件 (85 万人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の() 書きは、機構発足後(1月～3月)の数値</p> <p>① 国民年金保険料の未納期間(現年度のみ)を有する者に対して、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を平成22年2月末から3月末にかけて送付し、納付督促を行いました。さらに、納付書送付後は市場化テスト(※13)受託事業者と連携し、電話納付督促、戸別訪問などの事後フォローを行いました。</p>	事項	平成20年度	平成21年度	分割納付書の送付	170 万件	151 万件 (85 万人)	<p>評価：B</p> <p>(理由)</p> <p>平成21年度の現年度納付率は60.0%(対前年度比△2.1ポイント)となったところであり、低下傾向は続いているものの、平成22年1月末現在(平成21年4月分～平成21年12月分)の現年度納付率は58.9%からは1.1ポイントの伸びとなり、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したところである。</p> <p>今後、納付率の向上に向けた各種取組を着実に実施し、中期計画の目標達成のために更なる努力を行います。</p>	<p>①について</p> <p>平成21年度の国民年金保険料の現年度納付率は60.0%となったところであり、対前年度比でマイナス2.1ポイントと依然として低下傾向が続いており、歯止めをかけられていない状況である。しかしながら、平成22年1月末現在(平成21年4月分～平成21年12月分)の現年度納付率は58.9%からは1.1ポイント伸びており、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したと評価できる。</p>
事項	平成20年度	平成21年度										
分割納付書の送付	170 万件	151 万件 (85 万人)										

㉗ 中期目標	㉘ 中期計画	㉙ 平成21年度計画	㉚ 平成21年度における評価の視点	㉛ 平成21年度における業務の実績	㉜ 日本年金機構の自己評価	㉝ 厚生労働省の評価												
	<p>イ 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、要求水準を明確にして外部委託を行うとともに、適切な進捗管理を実施する。</p> <p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p>	<p>イ 市場化テスト受託事業者との連携による納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督促を実施する。</p> <p>ウ 強制徴収の取組み平成20年度以前着手分について、優先的に整理する。</p>		<p>《用語解説》</p> <p>(※13)市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しており、官民が対等な立場で、提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用する仕組みです。</p> <p>機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨業務等を包括的に民間委託しています。(免除等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実施)</p> <p>②また、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="1205 635 1547 890"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終催告状送付件数</td> <td>16,350件</td> <td>17,131件 (2,758件)</td> </tr> <tr> <td>督促状送付件数</td> <td>8,160件</td> <td>10,061件 (1,037件)</td> </tr> <tr> <td>差押件数</td> <td>5,534件</td> <td>3,092件 (314件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値</p>	事 項	平成20年度	平成21年度	最終催告状送付件数	16,350件	17,131件 (2,758件)	督促状送付件数	8,160件	10,061件 (1,037件)	差押件数	5,534件	3,092件 (314件)		
事 項	平成20年度	平成21年度																
最終催告状送付件数	16,350件	17,131件 (2,758件)																
督促状送付件数	8,160件	10,061件 (1,037件)																
差押件数	5,534件	3,092件 (314件)																

㊦ 中期目標	㊧ 中期計画	㊨ 平成21年度計画	㊩ 平成21年度における評価の視点	㊪ 平成21年度における業務の実績	㊫ 日本年金機構の自己評価	㊬ 厚生労働省の評価																											
	<p>エ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。</p>	<p>エ 口座振替の勧奨 現金納付による優良納付者に対する口座振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬に口座振替勧奨DMを送付。)</p>		<p>③ 口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメール(DM)による勧奨、未納者に対する特定業務契約職員(国民年金推進員)による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨等により積極的な取組を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="1227 384 1563 496"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替勧奨DM送付件数</td> <td>140万件</td> <td>133万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※件数については、各年度とも2月初旬に送付した件数</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="1227 624 1563 759"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替納付者数</td> <td>562万人</td> <td>527万人</td> </tr> <tr> <td>口座振替利用率</td> <td>38.0%</td> <td>36.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 所得情報を活用して免除等申請書未提出者に対して免除勧奨を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="1234 906 1599 1110"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者数</td> <td>1,966万人</td> <td>1,951万人</td> </tr> <tr> <td>免除勧奨件数</td> <td>166万件</td> <td>153万件 (21万件)</td> </tr> <tr> <td>全額免除者数等</td> <td>521万人 (26.5%)</td> <td>535万人 (27.4%)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	平成20年度	平成21年度	口座振替勧奨DM送付件数	140万件	133万件	事 項	平成20年度	平成21年度	口座振替納付者数	562万人	527万人	口座振替利用率	38.0%	36.3%	事 項	平成20年度	平成21年度	第1号被保険者数	1,966万人	1,951万人	免除勧奨件数	166万件	153万件 (21万件)	全額免除者数等	521万人 (26.5%)	535万人 (27.4%)		
事 項	平成20年度	平成21年度																															
口座振替勧奨DM送付件数	140万件	133万件																															
事 項	平成20年度	平成21年度																															
口座振替納付者数	562万人	527万人																															
口座振替利用率	38.0%	36.3%																															
事 項	平成20年度	平成21年度																															
第1号被保険者数	1,966万人	1,951万人																															
免除勧奨件数	166万件	153万件 (21万件)																															
全額免除者数等	521万人 (26.5%)	535万人 (27.4%)																															

㊦中期目標	㊧中期計画	㊨平成21年度計画	㊩平成21年度における評価の視点	㊪平成21年度における業務の実績	㊫日本年金機構の自己評価	㊬厚生労働省の評価												
				<p>※第1号被保険者数には任意加入者は含まれていない。 ※免除勤奨件数はダイレクトメールによる勤奨件数である。 ※全額免除者数等には、「学生納付特例」及び「若年者納付猶予」を含む。 ※「全額免除者数」欄の〈 〉内は第1号被保険者数に占める割合である。 ※「平成21年度」欄の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値である。</p> <p>○なお、納付督励業務については全ての年金事務所において、免除勤奨業務については127か所の年金事務所において、市場化テスト受託事業者により実施しました。委託の結果、コストについては相当程度削減されている一方、事業実績に関する要求水準は達成できていない状況です。その要因として、低コストの電話督励が中心的手法となり、戸別訪問の実施が委託前と比べて大幅に減少していること等が考えられます。また、委託者である機構と受託事業者との連携が必ずしも十分ではなかったことが反省点として挙げられます。</p> <p>○このため、平成22年10月に更改が予定されている185か所の年金事務所に係る業務の委託に当たって、入札方式や実施要項の見直しを行うとともに、受託事業者との情報交換や連携強化に取り組んでいく方針としています。</p> <p>○これらの取組のほか、納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。</p> <table border="1" data-bbox="1182 906 1570 1206"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンビニエンスストアでの納付</td> <td>966万件</td> <td>1,107万件 (267万件)</td> </tr> <tr> <td>インターネットや携帯電話等の電子納付</td> <td>38万件</td> <td>42万件 (10万件)</td> </tr> <tr> <td>クレジットカードによる納付</td> <td>32万件</td> <td>78万件 (20万件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値</p>	事 項	平成20年度	平成21年度	コンビニエンスストアでの納付	966万件	1,107万件 (267万件)	インターネットや携帯電話等の電子納付	38万件	42万件 (10万件)	クレジットカードによる納付	32万件	78万件 (20万件)		
事 項	平成20年度	平成21年度																
コンビニエンスストアでの納付	966万件	1,107万件 (267万件)																
インターネットや携帯電話等の電子納付	38万件	42万件 (10万件)																
クレジットカードによる納付	32万件	78万件 (20万件)																

㊦ 中期目標	㊧ 中期計画	㊨ 平成21年度計画	㊩ 平成21年度における評価の視点	㊪ 平成21年度における業務の実績	㊫ 日本年金機構の自己評価	㊬ 厚生労働省の評価																											
		<p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。</p>	<p>② 各年金事務所においては、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、平成22年1月から3月までの間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>	<p>○各年金事務所においては、旧各社会保険事務所において平成21年6月に策定した行動計画に基づき実施した平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について可能な限り前年度並みの実績を確保することを目標に、上記の保険料収納対策を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="1205 408 1592 512"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限内納付月数</td> <td>9,817万月</td> <td>9,394万月</td> </tr> <tr> <td>督促による納付月数</td> <td>1,056万月</td> <td>988万月</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考> 納付督促の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1218 608 1579 778"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話納付督促</td> <td>1,483万件</td> <td>1,969万件</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問督促</td> <td>1,103万件</td> <td>419万件</td> </tr> <tr> <td>催告状</td> <td>818万件</td> <td>1,305万件</td> </tr> <tr> <td>集合徴収</td> <td>31万件</td> <td>11万件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,435万件</td> <td>3,704万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の納付督促件数は、職員、収納指導員及び市場化テスト事業者による納付督促の総数である</p> <p>【別表7:国民年金適用収納業務に係る実績数値】 【別表8:国民年金保険料現年度納付率の年次推移】 【別表9:国民年金保険料最終納付率(※14)の年次推移】</p> <p>《用語解説》</p> <p>(※14)平成19年度の場合、「徴収時効が消滅する平成21年度末現在における19年度分の納付対象月数」に占める「平成19年度から21年度末までに納付された19年度分の納付月数」の割合</p>	事 項	平成20年度	平成21年度	納期限内納付月数	9,817万月	9,394万月	督促による納付月数	1,056万月	988万月	事 項	平成20年度	平成21年度	電話納付督促	1,483万件	1,969万件	戸別訪問督促	1,103万件	419万件	催告状	818万件	1,305万件	集合徴収	31万件	11万件	計	3,435万件	3,704万件	<p>評価:B (理由) 平成22年1月に年度末に向けた3ヶ月の特別対策の各種取組み徹底について指示し、その後、4月に年度末における収納対策について指示文書を出し、各種取組みの促進を図りました。</p>	<p>②について 各年金事務所において、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、可能な限り前年度並みの実績を確保することを目標として設定し、保険料収納対策に取り組んだが、いずれの月数についても前年度実績を下回っており、各年金事務所において適切な進捗管理がなされていたとは評価し難い。</p>
事 項	平成20年度	平成21年度																															
納期限内納付月数	9,817万月	9,394万月																															
督促による納付月数	1,056万月	988万月																															
事 項	平成20年度	平成21年度																															
電話納付督促	1,483万件	1,969万件																															
戸別訪問督促	1,103万件	419万件																															
催告状	818万件	1,305万件																															
集合徴収	31万件	11万件																															
計	3,435万件	3,704万件																															

㉗ 中期目標	㉘ 中期計画	㉙ 平成21年度計画	㉚ 平成21年度における評価の視点	㉛ 平成21年度における業務の実績	㉜ 日本年金機構の自己評価	㉝ 厚生労働省の評価
	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等について、未適用事業所の適用を進めつつ、以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実に実施する。</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進</p>			<p>評価：C</p>
<p>ア 口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の促進を図る。厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p>	<p>㉘ 口座振替の推進 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。</p>	<p>①厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。</p>	<p>① 厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分の実施に重点的に取り組んだ。</p>	<p>○保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めました。具体的には、新規適用届を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。</p> <p>○しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。 口座振替実施率（厚生年金保険） 81.9%（平成20年度） → 81.2%（平成21年度）</p>	<p>評価：B (理由) 年金事務所に対して、1月に徴収業務の着実な推進等について、また、3月に年度末の収納対策（未接触事業所への電話納付督促等）について指示し、取り組みを進めました。 しかし、収納率、口座振替実施率とも厳しい経済情勢の下で滞納事業所が大幅に増加したこと等から前年度を下回る結果となりました。</p>	<p>①について 口座振替の推進については、新規適用時に口座振替の勧奨を行っているものの、20年度実績を下回っている。 (口座振替実施率) 20年度 → 21年度 厚年 81.9% → 81.2% ▲0.7% 健保 82.8% → 81.5% ▲1.3% 船保 55.6% → 52.1% ▲3.5%</p> <p>滞納事業所に対する納付指導については、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督促を実施した。 また、滞納処分については、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事業等に対し、金融機関、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない悪質な事業所に対しては、差押えの実施による滞納整理を行った。差押執行事業所数については、20年度実績を下回っている。 なお、収納率については、21年度の実質GDPが対前年度比で2.0%下落という厳しい経済情勢の下で、20年度実績を0.4～0.9ポイント下回っている。</p>

㉞ 中期目標	㉟ 中期計画	㊱ 平成21年度計画	㊲ 平成21年度における評価の視点	㊳ 平成21年度における業務の実績	㊴ 日本年金機構の自己評価	㊵ 厚生労働省の評価
	<p>イ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p>	<p>イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。</p>		<p>○滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。 また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。</p> <p>○しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。 保険料収納率(厚生年金保険) 98.4%(平成20年度) → 98.0%(平成21年度)</p> <p>【別表10：厚生年金保険等徴収関係指標の推移】</p>	<p>評価：B (理由) 年金事務所に対して、1月に年度末に向けた収業務の着実な推進等について、3月に年度末の収納対策(未接触事業所への電話納付督促等)について指示し取り組みを進めました。 しかし、収納率、口座振替実施率とも厳しい経済情勢の下で滞納事業所が大幅に増加したこと等から前年度を下回る結果となりました。</p>	<p>○収納率(過年度分を含む。) 20' 21' 厚年 98.4% → 98.0%(▲0.4%) 健保 97.2% → 96.5%(▲0.7%) 船保 93.3% → 92.4%(▲0.9%) ○不納欠損額(21年度) 厚年 228億円 (0.1% 注2) 健保 117億円 (0.2%) 船保 4億円 (0.7%) (注1)不納欠損額とは、保険料の徴収時効2年経過等の事由により納付義務が消滅したことを確認した保険料の金額をいう。 (注2)徴収決定済額(納付義務の確定した保険料の金額)に対する不納欠損額の割合。 ○収納未済歳入額(21年度末) 厚年 4,295億円 健保 2,169億円 船保 41億円 (注)収納未済歳入額とは、徴収決定済額のうち収納済み又は不納欠損となっている金額を除いた金額をいう。 ○滞納事業所数 20' 147,171 → 21' 162,423(+15,252) ○差押執行事業所数 20' 10,483 → 21' 8,250(▲2,233)</p> <p>〈経済指標〉 20' 21' 実質GDP 541兆円 → 531兆円 ▲2.0%(内閣府調)</p>
		<p>㉞各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・収納率及び滞納事業所解消数 ・口座振替実施率</p>	<p>㉞各年金事務所においては、収納率・滞納事業所解消数及び口座振替実施率について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>			<p>㉞について 全ての年金事務所において、収納率及び口座振替実施率について平成22年1月から3月までの間の計画を策定している。しかしながら、平成22年3月末の実績は、いずれも前年度実績を下回っており、各年金事務所において適切な進捗管理がなされていたとは評価し難い。</p>